

## 問1. 雇用契約書若しくは労働条件通知書を労働者に渡していますか？

### 「いいえ」と答えた方

「労働条件通知書（雇用契約書）」とは、雇用契約を結ぶ際（雇入の際）に、事業主から労働者に書面で通知する義務のある事項が記載されている書類です。

労働基準法第15条では、労働の契約をする際に事業場が労働者に対して※明示すべき絶対的明示事項を定めているため、渡していない場合は法違反となります。

※明示すべき絶対的明示事項とは書面に記載しなければならない労働条件のことです。

- ・労働契約の期間
- ・就業場所
- ・業務内容
- ・始業及び終業の時刻
- ・休憩時間
- ・休日及び休暇
- ・賃金の計算方法、締日及び支払日
- ・解雇を含む退職に関する事項

### 労働条件通知書を作成されたい方

必要書類は、愛知県医療勤務環境改善支援センターのホームページの「働き方改革」欄、「職場の労務管理に関する実態調査」のページより各種用紙をダウンロードいただけます。👉<https://aichi-medsc.or.jp/>

ご不明な点がございましたら、愛知県医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせください。専門家が貴院に適した労働条件通知書について無料でご相談を承ります。

### 無料相談受付中

お問い合わせ・ご相談はお気軽にどうぞ

愛知県医療勤務環境改善支援センター

[委託先] 公益社団法人 愛知県医師会

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階

TEL.052-212-5766

FAX.052-212-5767

受付時間 / 9:00~17:00（土・日・祝日除く）

Email : [info@aichi-medsc.or.jp](mailto:info@aichi-medsc.or.jp)